

平成24年度決算に基づく板倉町の健全化判断比率等

(1)健全化判断比率

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	—	—	9.2%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

(備考)

- ・実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため「—」と記載しました。
- ・連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足を生じていないため「—」と記載しました。
- ・将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源等が将来負担額を上回っているため「—」と記載しました。

※早期健全化基準



地方公共団体が、財政収支の不均衡な状況その他の財政状況の悪化した状況において自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。いわゆるイエローカードのようなものです。

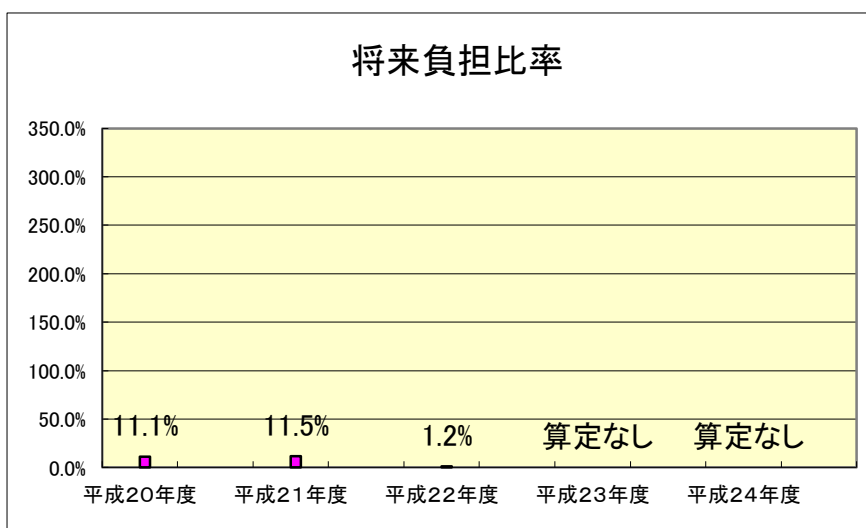
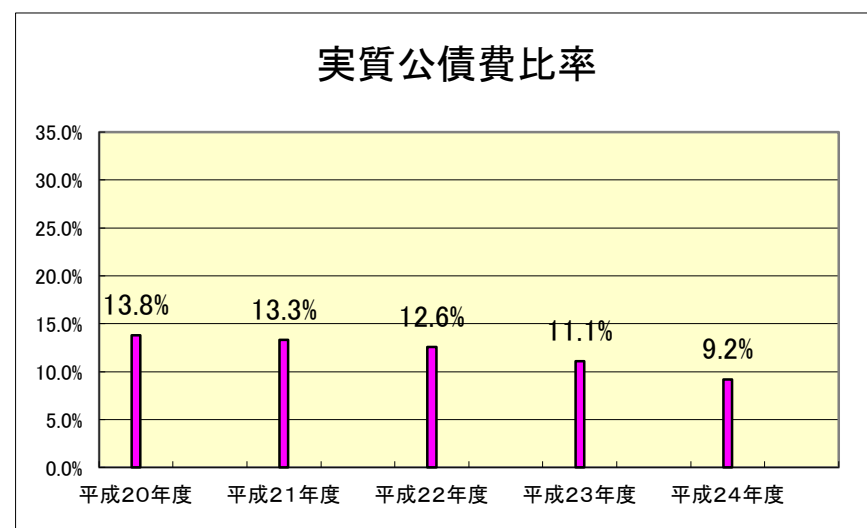
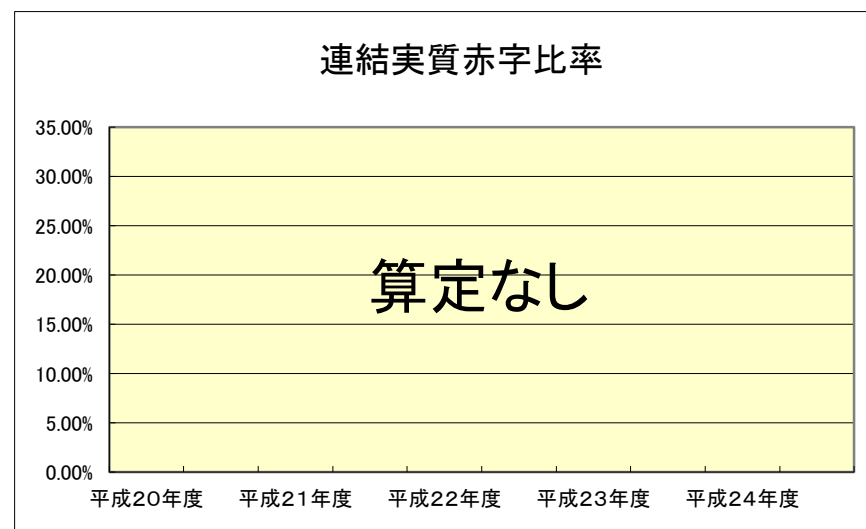
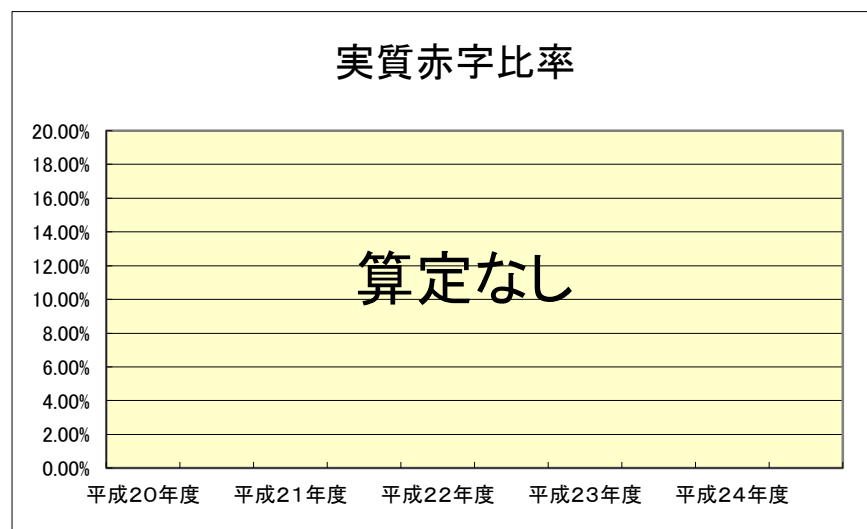
※財政再生基準



地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。いわゆるレッドカードのようなものです。

参考(平成20年度～平成24年度)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は平成20年～24年まで算定がありません。(実質赤字ではない)



(2) 資金不足比率

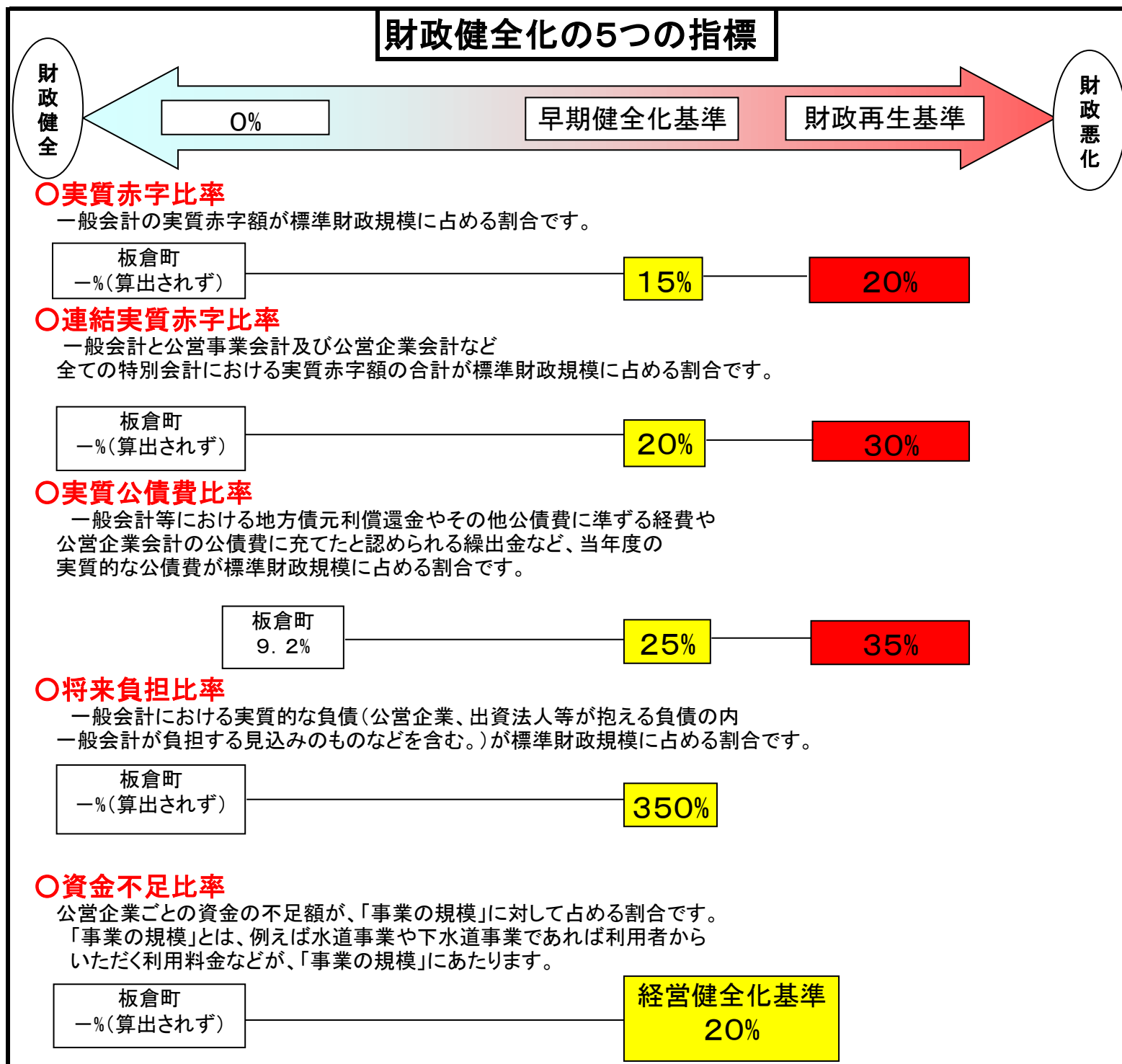
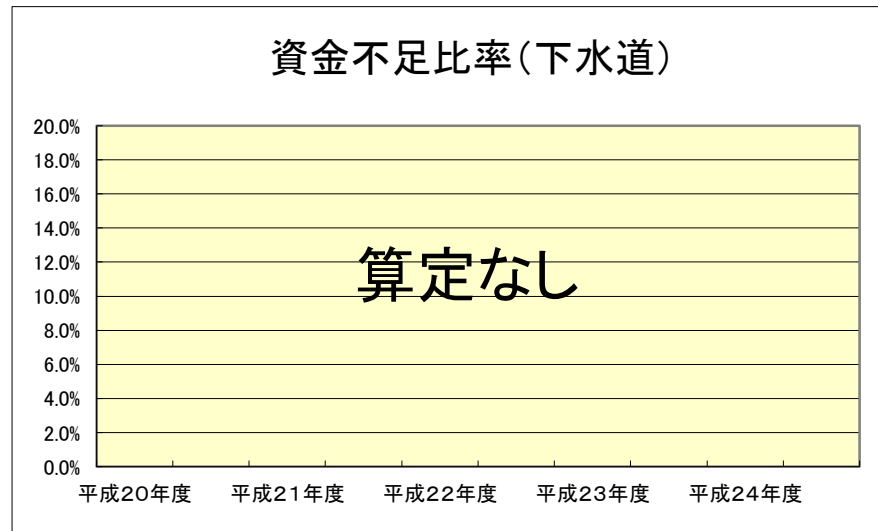
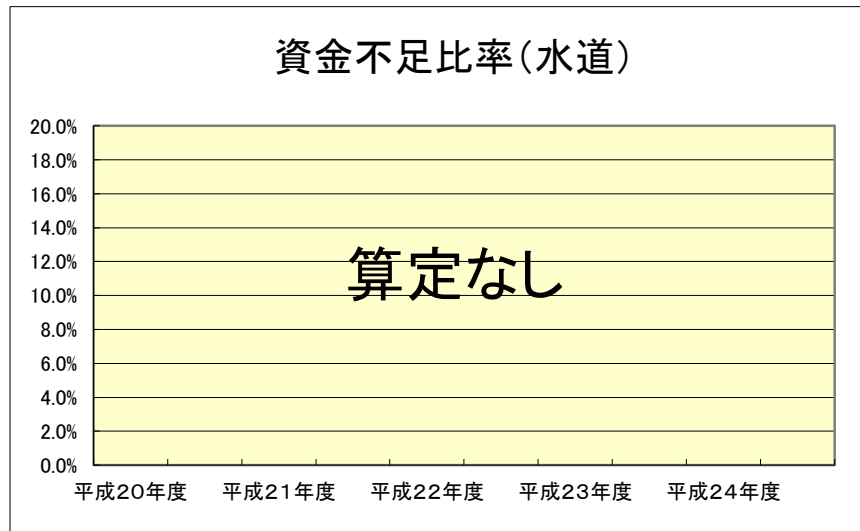
会計	水道事業会計	下水道事業特別会計
平成24年度	—	—
経営健全化基準	20.0%	20.0%

(備考)

・両会計ともに資金不足を生じていないため「—」と記載しました。

参考(平成20年度～平成24年度)

※資金不足比率は平成20年～24年まで算定がありません。(資金不足ではない)



※標準財政規模… 地方公共団体が標準的に収入が見込まれる地方税、地方交付税をはじめとした自由に使えるお金(一般財源)の規模を示す指標です。

板倉町の指標のイメージ図

区 分		実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	資金不足 比率
板 倉 町	一般会計	↕	↑	一般会計 等の負担 額を算定	一般会計等 の負担見込 額を算定	
	公営事業会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計		↑			
	公営企業会計 水道事業会計 下水道事業特別会計		↓			会計ごと に算定
一 部 事 務 組 合	公営企業会計以外 ・群馬県市町村総合事務組合 ・群馬県市町村会館管理組合 ・群馬県後期高齢者医療広域連合 ・東毛広域市町村圏振興整備組合 ・館林衛生施設組合 ・館林地区消防組合 ・邑楽館林医療事務組合 (一般会計)					
	公営企業会計以外 ・邑楽館林医療事務組合 (館林厚生病院事業会計)					同上
国 営 事 業 等	国営土地改良事業等負担金 (利根中央用水事業建設費負担金) 利子補給等負担金 (農業近代化資金) (農業後継者育成資金) (認定農業者育成資金)					
三 セ 公 ク 社 等	土地開発公社の純負債額 第3セクター等に対する 損失補償額のうち将来負担 する可能性がある額 など					
	・板倉町土地開発公社 ・渡良瀬遊水地 ・アクリメーション振興財団 ・群馬県信用保証協会					

平成24年度決算に基づく
板倉町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

板倉町監査委員

平成25年8月28日

板倉町長 栗原 実 様

板倉町監査委員 高瀬 博 通

板倉町監査委員 青木 秀 夫

平成24年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

記

1 審査期日 平成25年8月23日（金）

2 審査対象

(1) 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率

(2) 資金不足比率

- ① 水道事業会計
- ② 下水道事業特別会計

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを、担当職員の説明を聴取し審査した。

4 審査の結果・意見

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

(1) 健全化判断比率

区分	平成24年度	平成23年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－	－	20.00%	30.00%
実質公債費比率	9.2%	11.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－	－	350.0%	

(備考)

- ・実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため「－」と記載した。
- ・連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足を生じていないため「－」と記載した。
- ・将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源等が将来負担額を上回っているため「－」と記載した。

(2) 資金不足比率

区分	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0%
下水道事業特別会計	－	－	20.0%

(備考)

- ・両会計ともに資金不足を生じていないため「－」と記載した。